

10月26日（水）衆・法務委 今野 智博議員（自民）

対法務当局

1 問 検察官は日常的にどのような業務を行っているのか、その勤務実態について、法務当局に問う。

（答）

1 検察官の役割の中核は、犯罪を捜査し、公訴の提起に関する判断をし、公判に立ち会い、法の正当な適用を求めることなどである。

2 そのため、検察官は、捜査段階においては、日常的に、①被疑者の取調べ、②被害者や目撃者などの参考人の取調べ、③様々な証拠の収集・把握、その評価などを行っており、これらを通じて事案の真相解明に努めているものと承知。

これらの捜査は身柄事件・在宅事件を問わず行われているものであるが、身柄事件においては、勾留請求から10日間、やむを得ない理由があり延長された場合においても更に10日間という期間制限が定められている中で、迅速かつ十分な捜査を行うことが求められている。

3 公判段階においては、日常的に、①公判への立会のみならず、②訴訟関係書類の作成、③公判前整理手続及び期日間整

理手続への出席，④その他公判期日に向けた様々な準備などを行っており，これらを通じて適正な裁判が実現されるよう努めているものと承知。

- 4 このように，検察官が日常的に行う業務は捜査・公判に関するものについてだけでも多種多様なものがあるが，検察官は，これらのみならず，刑の執行指揮など法律上定められた様々なその他の業務にも関与しているものと承知。

平成28年10月26日（水）

衆・法務委員会

今野 智博 議員（自民）

対法務当局（法制部）

2問 裁判官，検察官に超過勤務手当，夜勤手当，休日給等が支給されない理由について，法務当局に問う。

〔裁判官について〕

- ・ 裁判官については，事件の適正，迅速な処理のために，夜間など一般職の職員の勤務時間外においてもこれに対処するということが要求される場合も少なくなく，一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難。
- ・ そこで，裁判官については，時間外手当的な要素も考慮した上で，その職務と責任の特殊性を踏まえた報酬が設定されていることから，裁判官の報酬等に関する法律第9条第1項ただし書において，超過勤務手当，夜勤手当，休日給等を支給しないこととしている。

〔検察官について〕

- ・ 他方，検察官については，（一般職の職員の勤務時間，休暇等に関する法律の適用を受けるものの），事件の適正迅速な処理等のために，夜間などの勤務時間外においても対処することが要求されており，時間外に勤務した時間等を計測して給与上の措置を講ずるにはなじみ難い面がある。
- ・ 検察官については，裁判官に準じた俸給水準を設定しつつも，そのような特殊性を踏まえ，検察官の俸給等に関する法律第1条第1項ただし書において，超過勤務手当，夜勤手当，休日給等を支給しないこととしている。

（参考）

一般の政府職員においても，管理・監督の地位にある一定範囲の職員（指定職俸給表適用職員等）については，超過勤務手当，夜勤手当，休日

給等を支給をしないこととしている。

(参照条文)

○ 裁判官の報酬等に関する法律

第九条 報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例に準じ、判事及び第十五条に定める報酬月額 of 報酬又は一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。ただし、報酬の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 （略）

○ 検察官の俸給等に関する法律

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号 から第四十二号 までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2・3 （略）